

令和8年度 名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金 募集要項

買い物弱者対策のため、市内の一カ所において、本市が定める「モデル事業」に取り組む中小企業者等を募集します。

1 買い物弱者対策モデル事業

モデル地域	港区野跡学区
モデル事業	新たに実施する買い物支援サービス等の事業において、施設を設置・整備し、運営する事業 ・野跡学区内に設置する施設の場所、施設内容、提供する商品（食料品など）・サービスの内容は応募者が提案してください。 ・野跡学区内において買い物弱者対策として新たに始める事業であり、令和9年1月末までに運営を開始する必要があります。

2 補助内容

- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：2,000千円

3 募集補助事業者

(1) 中小企業者（個人事業主を含む）等

※ただし、これから開業予定の者（以下「創業予定者」という。）は、補助事業の完了日までに中小企業者等として開業していること。

(2) 上記の中小企業者（個人事業主を含む）等及び創業予定者は以下の要件を満たしている必要があります。

- ①法人にあつては名古屋市内に本店、支店又は事業所のいずれかを有すること。個人にあつては名古屋市内に居住していること。
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者でないこと。
- ③発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者でないこと。
- ④大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者でないこと。
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可又は、第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者でないこと。
- ⑥市税を滞納していないこと。
- ⑦訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。

- ⑧その他補助金を交付することについて、市長が不適当と認める事由を抱える者でないこと。

4 補助対象経費

内 容		備 考
施設・設備に関する経費	備品等の購入費・リース料	・補助事業の施設内・施設占有部分に設置する機械装置・備品の調達費 ・補助事業実施に必要な移動スーパーなどの業務用車両の調達費用
	新規賃借料等	・補助事業の施設とするために新たに借入するモデル地域内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費、仲介手数料
	工事費(外装・内装)	・補助事業の施設・施設占有部分に対する外装工事費又は内装工事費
委託費等に関する経費	広報費	・補助事業のための広告宣伝費（チラシ作成費、ホームページ作成費、WEB 広告費）
	委託費・外注費	・補助事業遂行に必要な業務の委託費・外注費
人件費	従業員への賃金	・補助事業に直接従事する従業員の賃金であって、他の補助対象経費とあわせて申請する場合に補助対象経費とすることができる。

5 補助対象期間

交付決定を受けた日から令和9年1月31日まで

※交付決定を受ける前に発注、申込、契約を行った経費は補助対象外です。ただし、市が申請書を受理した時から交付決定日までに新たに契約を締結し支払った新規賃借料等及び従業員への賃金については対象とします。

6 募集補助事業者数

1補助事業者

7 補助要件

- ・モデル地域内で新たに始める事業であり、補助事業の完了日までに運営を開始する事業であること。
- ・補助事業の完了後においても、市長から当該事業の効果等について調査や報告の協力依頼があったときは、速やかにこれに応じること。

8 応募手続き

(1) 募集期間

公表日から令和8年10月30日（金）まで 《締切：募集期間最終日の17時必着》

ただし、上記期日までに応募がない場合は、令和8年11月30日（月）まで募集の延長をしますが、募集の延長後に応募があった場合は、その時点で募集の受付を終了します。

(2) 認定申請提出書類

- ①名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金認定申請書（様式第1号）
- ②企業概要書（様式第2号）
- ③補助事業計画書（様式第2-2号）
- ④申請事業の収支予算（様式第2-3号）

9 審査・認定

審査は、補助事業計画のプレゼンテーション審査となり、補助事業者として認定する事業者を1者採択します。プレゼンテーション審査では、提出された補助事業計画書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。

11月から12月の開催を予定していますが、開催場所や詳細な日時等は、応募者へ個別に連絡します。

なお、審査における主な着眼点は以下のとおりです。

▼主な着眼点

- ・実現可能性
- ・継続性
- ・事業効果・公益性
- ・事業展開性
- ・事業連携

10 認定通知

審査の結果は、全申請者に文書で通知します。

11 交付申請

認定の通知後、名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付してご提出ください。

- ① 企業概要書（様式第2号）
- ② 補助事業計画書（様式第2-2号）
- ③ 申請事業の収支予算（様式第2-3号）
- ④ 補助金の交付申請をするものが法人であるときは登記事項証明書、補助金の交付申

請をするものが個人であるときは住民票の写し

- ⑤ 補助金の交付申請をするものが法人であるときは直近 3 事業年度分の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるものの写し、補助金の交付申請をするものが個人であるときは直近 3 年分の所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し

- ⑥ 納税証明書、非課税証明書又は税に関する滞納がない旨の証明

- ⑦ 第 11 条に規定する認定通知書の写し

※④及び⑥は、交付申請の 3 か月以内に発行されたものとします。

※法人ベース・レジストリで登記事項証明書と同様の内容が確認できる場合は、登記事項証明書の添付を省略することができます。

※創業して間もなく、⑤及び⑥の書類を提出できない場合は、書類の提出を省略することができるものとします。

※認定申請書に添付して提出したもので、その内容に変更のない場合は書類の提出を省略することができるものとします。

12 交付決定

補助金の交付決定額については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により通知します。

なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。対象経費が予定を超えた場合であっても、補助金交付決定額を増額することはできません。

※当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により、仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が含まれている場合においては、当該補助金から当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減じて得た額とします。

13 実績報告・補助金の支払い

実績の報告は、補助事業完了後、令和 9 年 3 月 1 日（月）までに名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金補助事業実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付してご提出ください。その後、実施した補助事業の内容や経費の内容について検査・確認を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払います。

- (1) 補助事業実施報告書（様式第 7－2 号）
- (2) 補助対象経費総括表（様式第 7－3 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

14 注意事項

- ・補助事業において取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものは、事業終了後5年間、その処分等につき制限を受ける場合があります。
- ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備してください。また、書類、帳簿等は、補助事業等の完了後、5年間保存してください。
- ・本事業の応募及び実施に際しては、名古屋市買い物弱者対策モデル事業補助金交付要綱を必ずご確認ください、これらを遵守のうえ応募及び実施してください。

【スケジュール】

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集 認定申請		審査 採択通知	交付申請 交付決定	補助事業期間		実績報告
		募集延長 認定申請	審査 採択通知	交付申請 交付決定	補助事業期間	
						検査 補助金支払

申請書等の提出先（お問い合わせ先）

各申請書等は以下あてにメール、郵便又は持参によりご提出ください。

〒464-0856

住所：名古屋市中区三の丸三丁目 1-1（名古屋市役所本庁舎 5 階）

宛先：名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

電話：052-972-2429

E-mail：a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp